

福岡市内産花きマーケティング事業業務委託提案競技に係る質問と回答

No.	質問		回答
	項目	内容	
1	実施要領2	複数事業者による共同体としての参加申込みは可能でしょうか。可能な場合、構成員の参加資格要件、代表者の条件、および構成員間の役割・責任の分担方法についてご教示ください。	複数事業者による共同体としての参加申込みについては、可能です。 その場合は、構成員の参加資格は実施要領「2 提案競技参加資格」を満たすものとし、様式1「参加申込書」には代表事業者名を記載するとともに、「共同事業構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成し、提出してください(書式は自由、共同事業体協定書は写しを提出)。 なお、実施要領「5参加申込みの手続き(4)提出書類」②～⑩については構成員すべての書類が必要です。代表事業者が取りまとめて提出してください。 構成員間の役割・責任の分担方法は、市からの指定はありません。共同事業体協定書にて定めた上で、提案の中で実施体制について記載してください。 また、プレゼンテーションの出席者は2名が上限ですが、代表事業者から必ず1名以上出席してください。
2	実施要領11(5)	「本委託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することは禁止する」とありますが、「主要部分」の定義をご教示ください。例えば、消費者アンケート調査のアンケート会社への委託や、イベント運営の一部を専門業者へ委託することは再委託に該当しますか。	主要部分とは、「基礎調査とプロモーション」を指します。 「消費者アンケート調査のアンケート会社への委託や、イベント運営の一部を専門業者へ委託することは再委託に該当しますか」とのご質問ですが、委託内容の程度が分からないため、ご提案の中で具体的に委託範囲の明示をお願いします。 例えば、消費者アンケートの発出・回収・分析や、イベントの会場設営・司会などは再委託を認めますが、企画や全体運営・統括等の再委託は認めません。
3	基本仕様書5(1)①	基礎調査のうち、他都市調査の調査する都市について支出額が高いという基準を詳しく教えて頂けますでしょうか？	基本仕様書5(1)①に掲載している総務省統計局による家計調査に「切り花」の支出額が都市ごとに出ておりますが、そちらを高い順に並べた場合の概ね上位20位程度を想定しています。
4	基本仕様書5(1)②	「サンプル数は、概ね500以上とすること」とありますが、この500という数字は「花きを購入する習慣がある人」と「花きを購入する習慣がない人」のそれぞれに適用されますか。それとも両グループの合計数ですか。	両グループの合計数を想定しています。
5	基本仕様書5(1)②	基礎調査のうち、消費者アンケート調査について主に福岡市在住の消費者を対象とありますが、福岡市在住のサンプル数の下限を教えてくださいませんか？	サンプル数500以上のうち、福岡市在住のサンプル数について具体的な下限数はございませんが、基本的には福岡市在住の消費者へのアンケート調査を期待しており、提案の中で具体的にアンケート対象を明示してください。
6	基本仕様書5(1)②	サンプル数について。花きを購入する習慣がある人と習慣がない人は同数にする必要があるか	必ずしも同数にする必要はありません。
7	基本仕様書5(1)③	「広く公開することを前提とし」とありますが、作成した記事やPOP等の具体的な掲載・露出先(市のホームページ、SNS、店頭等)について、市として想定・指定しているものがあればご教示ください。	市HPへの掲載、消費者や関連事業者への配布や、SNSでの発信、イベントでの使用など、市内産花きの消費拡大のために幅広く活用していきたいと考えています。
8	基本仕様書5(1)③	・作成した「記事」について、文量やスタイルはどのようなイメージか。どのような場所で公開、活用する想定か	文書やスタイルについては、広く公開することを前提とし、市内産花きが効果的にPRできるものをご提案ください。どのような場所で公開、活用するかの想定は、7の回答のとおりです。
9	基本仕様書5(1)③	・ストーリーの素材となるヒアリングはどんな内容か。提供は音声か、文書でまとめたものか。	文書でまとめたものを想定しています。

福岡市内産花きマーケティング事業業務委託提案競技に係る質問と回答

No.	質問		回答
	項目	内容	
10	基本仕様書5(1)③	・ストーリーの素材となるヒアリングは何品目くらいもらえる想定か。	5品目以上を想定しています。
11	基本仕様書5(2)	プロモーションのターゲットについて「花きを購入する習慣がある人」「花きを購入する習慣がない人」の基準を明確に教えてくださいませんか？	明確な基準はございませんが、「花きを購入する習慣がある人」は、月1回程度花きを購入する習慣がある人を想定しています。
12	基本仕様書5(2)	基礎調査を終えてからプロモーションを開始するにあたり、市としては「何月頃からプロモーションを実施してほしい」といった想定スケジュールや希望はありますか？	本業務の目的を達成するのに適切な時期をご提案ください。実施時期が極端に集中したり、花き業界の繁忙期に重なったりしないようご配慮をお願いします。
13	基本仕様書5(2)	プロモーション実施に使用する花きの仕入れについては受託者の責任で行うこととありますが、市から生産者や卸等ご紹介・お繋ぎ頂くことは可能でしょうか？それとも、完全に受託者の独自ルートで開拓・交渉を行う必要がありますか？	仕入れについては受託者の責任で行っていただきますようお願いいたします。
14	基本仕様書5(2)	「仕入れについては、受託者の責任で行うこと」とあるが、受託者が花きを仕入れるということか。	お見込みのとおりです。
15	基本仕様書5(2)	プロモーションの一環として花き販売を実施する場合、販売行為は本委託業務の範囲内として認められますか。また、販売によって生じた収益の扱い(受託者の収益として取り扱ってよいか等)についてご教示ください。	プロモーションの一環として花き販売を実施する場合、販売行為は本委託業務の目的に反しない限り、認められます。ただし、販売に係る経費(花代・人件費)については、本委託料に含めず、受託者負担とし、販売で得る収益は、受託者へ入ることとします。
16	基本仕様書5(2)	プロモーションの実施方法について、オフライン(イベント、店頭等)に限らず、オンライン(SNSキャンペーン、アプリ活用等)での実施も対象として認められますか。また、既存のイベントへの出店・参加という形でも、プロモーションの実施として認められますか。	プロモーションの実施方法について、オンラインでの実施も対象として認めます。既存のイベントへの出店・参加という形でも、プロモーションの実施として認めます。
17	基本仕様書5(2)	プロモーションに活用できる公式のSNSは開設されているか	公式のSNSは開設していません。
18	基本仕様書5(2)②	「プロモーションを5回以上実施すること」とありますが、1回の定義をご教示ください。例えば、同様の内容のイベントを複数日にわたって実施した場合や、同日に複数の場所で実施した場合は、それぞれ何回としてカウントされますか。	プロモーションの内容は、全て違う内容とします。例示の「同様の内容のイベントを複数日にわたって実施した場合」は1回、「同日に複数の場所で実施した場合」は、同じ内容であれば1回、違う内容であれば2回と数えます。
19	資料3 提案項目配点表 項目(4)	様式4「同種または類似業務の実績表」における「同種・類似業務」の範囲をご教示ください。花き・農産物に限らず、食品・他分野における消費者向けマーケティング・プロモーション業務や、SNSを活用した広報業務は類似業務として認められますか。	ご提案いただく内容が同種・類似であれば認められます。